

# 国土利用計画

(第3次喬木村計画)

令和3年3月



長野県下伊那郡喬木村

# ◆ 目 次 ◆

前	文	1
I	村土の利用に関する基本構想	2
1	村土利用の基本方針	2
2	利用区分別の村土利用の基本方向	5
II	村土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	8
1	村土の利用区分ごとの規模の目標	8
2	地域別の概要	10
III	IIに掲げる目標を達成するために必要な措置の概要	13
1	公共の福祉の優先	13
2	国土利用計画法等の適切な運用	13
3	地域整備施策の推進	13
4	村土の保全と安全性の確保	14
5	環境の保全と美しい村土の形成	14
6	土地利用の転換の適正化	15
7	土地の有効利用の促進	16
8	土地の適正な管理	17
9	土地利用の適正化に向けた取り組み	17



## 前 文

この計画は、国土利用計画法（以下「法」という）第2条に示された土地及び国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを目的として、法第8条の規定により本村の区域における村土の利用に関し、必要な事項を定めた計画（以下「喬木村計画」という）です。

また、この計画は、法第7条の規定により定められた長野県計画を基本とし、第5次喬木村総合計画（後期計画）にも即して定められたものです。

なお、この計画は、長野県計画の改定、喬木村総合計画の改定、さらには社会情勢などに重大な変動があった場合において、必要に応じて見直しを行うものです。

# I 村土の利用に関する基本構想

## 1. 村土利用の基本方針

### (1)基本理念

村土は、現在及び将来における村民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産などの諸活動の共通の基盤です。

したがって、村土の利用にあたっては、長期的展望にたって公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的・社会的・経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と均衡ある発展を図ることを基本理念とします。

### (2)村土の特性

本村は、長野県下伊那郡の北部、天竜川の東岸に位置し、北は豊丘村、東南は飯田市、西は天竜川に接し、その対岸は飯田市となっています。

村域は、東西 11.5km、南北 3.8km、周囲 44.3km、面積 66.61 km<sup>2</sup>で、標高は 400~1,800mとなっています。

村土は、日本で最大規模といわれる天竜川河岸段丘上にあり、伊那山脈（標高 1,300~1,800m）に源を発する小川川、加々須川が谷間を流れる花崗岩の岩盤上にあります。平坦地は、天竜川、小川川、加々須川に沿う一部と、段丘上の台地で、丘陵や溪谷が入り込む複雑な地形となっています。

主要交通としては、南北方向に村道 620 号線・2 号線・200 号線（通称：竜東一貫道路）、主要地方道伊那生田飯田線、中段に村道 146 号線・266 号線・52 号線・586 号線・567 号線（通称：伊那南部広域農道）、東西方向に主要地方道下條米川飯田線、一般県道上飯田線、一般県道大島阿島線が走っています。平成 6 年 3 月の三遠南信自動車道小川路峠道路（矢筈トンネル）の開通により、地域経済の発展等、整備効果が現れています。

また、農業を基盤として発展してきた本村では、限られた農地を有効利用するため、昭和 44 年~62 年にかけて、各地でほ場整備が行われました。また、畑地灌漑を目的として竜東一貫水路が整備され、段丘上も農業用水が供給されています。

### (3)本計画が取り組むべき課題

村土利用においては、人口減少の進展により低・未利用地や空き家等が増加しており、土地利用の効率の低下が懸念されています。また、農業においては、農家の減少・高齢化・後継者不足により、農地の荒廃や遊休化が進行し、農地面積は減少し続けています。このため、本格的な人口減少社会においては、村土の適切な利用と管理を通じて村土を荒廃させない取組を進めていくことが必要です。

また、近年では、飯田市との近接性や若年世帯の世帯分離などを背景として宅地需要が高まり、天竜川沿いの平坦地を中心に農地転用による宅地化が進んでいます。

さらに、令和2年7月の豪雨災害では、村内において多数の被害が発生しており、今後も、気候変動により雨の降り方はさらに極端化し、それが頻発することが予想されています。このため、地域の特性を踏まえ、防災・減災対策の強化、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限等の取り組みを進めていく必要があります。

一方で、令和9年に予定されているリニア中央新幹線の開業は、通勤・通学圏の拡大、交流人口の増加、地域経済の活性化等、様々なメリットが期待されます。このため、リニア中央新幹線整備がもたらすメリットを広く村内に波及させ、村土の発展や地域振興に着実につなげる取組を、村土利用においても進める必要があります。

以上を踏まえて、村土の利用に係る計画期間中における課題は、村土が限られた資源であることを前提として、その有効利用を図りつつ、村土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という）ごとの土地需要の量的な調整を行うとともに、村土利用のより一層の質的向上を図ることにあります。

#### (4) 村土利用の基本方針

##### ア 適切な土地管理を実現する村土利用

都市的土地利用については、土地の高度利用を促進しつつ、地域特性と地域バランス、需要動向などを考慮しながら、良好な住宅地、商・工業地の形成、住環境の整備に努めます。さらに、適正な土地利用への規制・誘導を図ります。

農林業的土地利用については、農地の良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地の集積・集約を進めることなどを通じて、再生困難な耕作放棄地の発生防止・解消と効率的な利用を図ります。さらに、耕作放棄地などの低・未利用地については、有効利用を促進します。また、村土の保全、水源かん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。

なお、土地の利用区分相互の転換にあたっては、個別の土地利用関連法令の方針及び規制を優先させた上で、本計画の規定に沿い、復元の困難性等を考慮し、計画的かつ慎重に対応します。

##### イ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する村土利用

自然環境や景観等については、緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的特性等を踏まえた個性ある景観の保全・育成や、観光資源としての有効活用等を目指します。

## ウ 安全・安心を実現する村土地利用

災害に強い安全で快適な村づくりのため、総合的な防災・減災対策を進めると共に、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域の土地利用を適切に制限します。

また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを進めるとともに、交通、ライフライン等の多重性・代替性の確保、被害拡大の防止、オープンスペースの確保、農地の保全管理、森林や生態系の持つ村土保全機能の向上などの取組を通じ、災害に強い村土を構築します。

## エ 複合的な施策の推進と村土の選択的な利用

土地利用の総合的なマネジメントに関しては、地域の実情に即して諸問題に柔軟かつ能動的に取り組むことを基本とします。

土地は次世代に引き継ぐかけがえのない共有財産です。土地利用をめぐる様々な関係の深まりや多様な主体のかかわりの増大を踏まえ、地域における土地利用の基本的な考え方についての合意形成を図ることが重要です。

土地利用に当たっては、慎重な利用転換、有効利用と適切な維持管理、再利用といった一連のプロセスを管理する視点が重要です。

また、地域の実情に即して土地利用の諸問題に取り組む際、土地利用の広域性を踏まえた地域間の適切な調整を図ることも重要です。

## オ 多様な主体による村土の村民的経営

村民の社会参加や社会貢献意識の高まり、価値観の多様化等に伴って、個人、ボランティア・NPO、各種団体、企業等の多様な主体が、公共・公益的な分野における活動を担いつつあります。

少子高齢化・人口減少により村土の管理水準が低下している中で、こうした公共の新たな担い手による村土管理への直接的・間接的なかかわりが期待されています。

そのため、行政と行政以外の公共の担い手とが共通の目的意識と責任感を保ちながら、相乗効果を高められるよう連携・協働していくことが必要です。

## 2. 利用区分別の村土利用の基本方向

### (1) 農地

村の基幹産業である農業は、生産基盤となる農地を確保することから始まります。

優良農地を確保することが農業の活性化につながります。多くの方に農業を行ってもらうために、農地の集積・集約化を促進します。



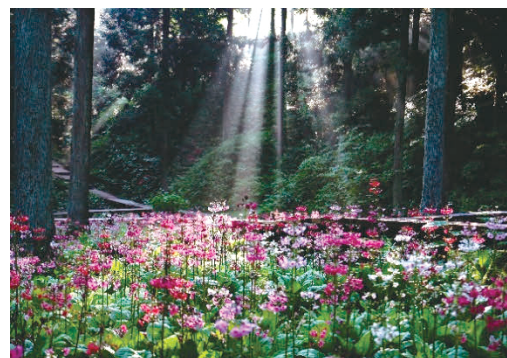
<城原>

### (2) 森林

森林については、木材、林産物等の生産機能、村土の保全、水源かん養などの経済的・公益的機能を有することから、森林の持つ機能が十分発揮できるような維持・保全に努めます。

また、自然とのふれあい、健康と憩いの場としての活用など、森林の豊かな恵みが享受できる多様な森林づくりを目指します。

植生自然度の高い自然林などは、保護に努めます。



(九十九谷森林公園) <小川>

### (3) 原野等

原野等については、村土として利用する場合には、貴重な自然環境を形成していることや、生態系や景観維持などの観点から、その保全に努めます。また、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。



<帰牛原>

#### (4)水面・河川・水路

水面・河川・水路については、災害防止のための河川整備、砂防施設の整備、良質な水を安定的に供給するための水資源の確保と老朽化した農業用水路やため池の整備を行います。

これらの整備にあたっては、自然環境の保全に配慮することとし、生物の多様な生息・生育環境と共生する親水空間の創出に努めるとともに、水辺や水資源の持つ多様な機能の有効利用を図ります。



(矢筈ダム) <氏乗>

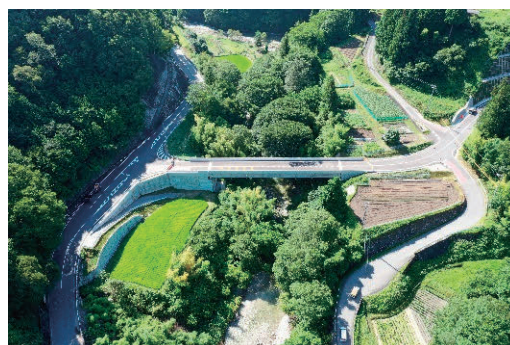
#### (5)道路

一般道路については、道路網の体系的・計画的な整備を推進するとともに、安全で快適な道路環境の創出を図ります。

特に、主要幹線道路については、三遠南信自動車道やリニア中央新幹線計画との関連を踏まえ、広域的な連携を図りながら整備を進めます。

その整備にあたっては、環境保全に配慮し、道路の安全性、快適性、防災性などの向上を図るとともに、バリアフリー化、緑化など人に優しい道路づくりに努めます。

林道については、林業の生産性向上及び林地の管理を図るため、開設及び適正な維持・管理に努めます。また、整備にあたっては、景観や自然環境の保全に配慮します。



((仮) 氏乗インターアクセス道) <氏乗>

#### (6)宅地

##### ア 住宅地

住宅地については、村の活性化や流入人口の増加を目指す中で、需要に応じた必要な用地を適切に選定し、確保に努めます。そのため、リニア中央新幹線の開業、良好な居住環境の形成やライフスタイルの多様化などの社会動向、地域特性に配慮し、良質な住宅地の確保に努めます。

また、既存集落地を中心として、公園・緑地の確保や生活道路の整備など、安全性の向上と快適な住環境の確保を図ります。さらに、地域の自然条件・社会条件をふまえた適切な土地利用の展開により、防災性の向上を目指します。



## イ 工業用地

工業用地については、若者定住の促進及び雇用拡大などのため、環境保全や周辺の土地利用との調和に配慮しつつ、立地需要に応じて新たな工場適地を選定し、必要な用地確保に努めます。

また、工場移転跡地及びリニア中央新幹線整備関連の工事ヤード利用後の土地について有効利用を進めます。

## ウ その他の宅地

既成集落地における店舗・事業所用地については、生活基盤の再整備を進める中で、土地利用の高度化、立地の集約化を図ります。

竜東一貫道路沿道地区については、良好な環境形成に配慮しつつ、新たな経済活動の進展に対応した商業・業務系施設の集積を図ります。特に、大型商業施設、流通業務施設などの整備については、周辺の土地利用との調整を図るとともに、地域景観との調和などに努めます。

## (7) 上記利用区分以外の土地利用

### ア 公用・公共用施設用地

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設等の公用・公共用施設の整備にあたっては、村民ニーズの多様化を踏まえ、村土の有効利用と環境の保全、良好な景観形成に配慮して、必要な用地の確保に努めます。

### イ レクリエーション用地

レクリエーション用地については、自然環境の保全等を図りつつ、地域資源の活用など総合的な視野のもとに計画的に整備します。また、地域の自然環境保全の観点から、その施設の適切な配置や広域的な連携に配慮します。

### ウ 低・未利用地

低・未利用地については、地域の個性ある景観の保全・育成等に配慮し、計画的かつ適正な活用を図ります。

特に、耕作放棄地については、これ以上拡大化させないために、個人や営農組織等多様な担い手への利用集積を図ります。また、再生困難な耕作放棄地については、林地化も検討していきます。

## Ⅱ 村土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

### 1. 村土の利用区分ごとの規模の目標

#### (1) 目標年次

計画の目標年次は令和12年とし、基準年次は令和元年とします。  
なお、令和7年を中間年次とします。

#### (2) 人口及び世帯数

村土の利用に関して、基礎的な前提となる人口及び世帯数については、令和12年において、それぞれ5,425人、2,032世帯と想定します。

#### (3) 利用区分

村土の利用区分は、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地及びその他の区分とします。

#### (4) 規模の目標の設定方法

村土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の村土利用の推移に基づき、目標人口などを前提とし、利用区分別に必要な面積を予測し、かつ、土地利用の実態を考慮して決めました。

#### (5) 利用区分ごとの目標

村土利用の基本構想に基づく令和12年における利用区分ごとの規模の目標は、別表のとおりです。



(別表)

## 利用区分ごとの規模の目標

(単位：ha、%)

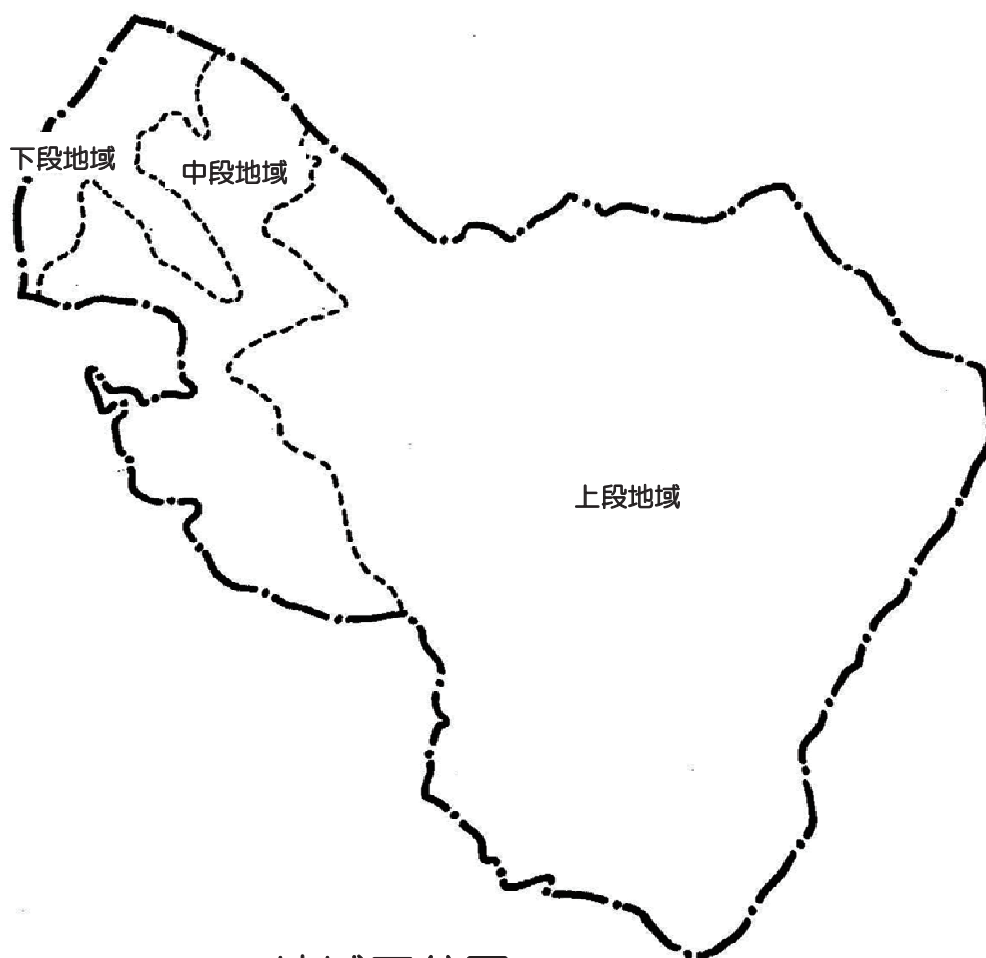
利用区分	令和元年 (基準年次)	令和12年 (目標年次)	増・減(△) (12年-元年)	構 成 比	
				令和元年	令和12年
農 地	447	425	△ 22	6.7	6.4
田	154	147	△ 7	2.3	2.2
畑	293	278	△ 15	4.4	4.2
森 林	5,326	5,317	△ 9	80.0	79.8
原 野	0	0	0	0.0	0.0
水面・河川・水路	159	158	△ 1	2.4	2.4
道 路	168	171	3	2.5	2.6
宅 地	155	171	16	2.3	2.6
住 宅 地	109	112	3	1.6	1.7
工 業 用 地	5	12	7	0.1	0.2
その他の宅地	41	47	6	0.6	0.7
そ の 他	406	419	13	6.1	6.3
合 計	6,661	6,661	0	100.0	100.0
市 街 地	—	—	—	—	—

## 2. 地域別の概要

### (1) 地域区分

計画における地域区分は、自然的、社会的、経済的及び文化的な条件を勘案して、概ね以下の3地域に区分します。

- ア 上段地域 標高が概ね 600m 越える東部の山間地域
- イ 中段地域 標高が概ね 500m～600m の河岸段丘上から山裾に広がる地域
- ウ 下段地域 標高が概ね 500m 未満で、小川川、加々須川及び天竜川の後背地域



地域区分図

## (2) 地域別土地利用

### ア 上段地域

この地域は、東部の山間地に位置し、小川川や加々須川の渓流域の狭小な平地や河岸段丘の最上部の丘陵地に民家と農地が点在しています。

地域の大半が森林地帯で占められている本地域は、自然保護ゾーンとして、環境の保全を重点的に進めます。

次世代に継承すべき優れた自然環境である天然林や貴重な野生動物・植物の生息地は、その生態系のまとまり、生息空間の連続性や一体性に配慮し、適切に保全します。

多目的利用が可能な森林の一部では、適正な管理の下で、周辺の自然、景観、地形の保全に配慮した自然との共生を目指しつつ、村民や都市住民が多様な形で自然環境に親しむことができる空間の形成を図ります。

その他の森林については、山地災害防止等の公益的機能の向上を図るため森林整備を進めます。保安林については、治山施設の整備等により、機能の維持強化を図ります。

三遠南信自動車道に近い氏乗地区では、将来の全線開通を見据え、長期的展望にたち、各拠点の自然的、地形的、経済的条件に配慮したうえで、適切な計画的土地利用を進めます。

山間集落地の活性化、森林資源の活用及び災害対策道路として、森林基幹道大島氏乗線を中心とした山間道路網の整備を進めます。

### イ 中段地域

この地域は、天竜川東の段丘上から東部山麓裾にかけて、狭小な段丘上に田園地帯と農村型集落が点在しています。

土地利用は、水田や畑、果樹園からなる農業的土地利用が主体であり、集団的に優良農地が確保されています。

農業生産基盤の整備された既存の農地では、優良農地の保全や農地流動化及び利用集積を図るとともに、無秩序な転用を抑制します。

また、保育園、学校並びに運動施設を集積するとともに、計画的な宅地利用を図ります。

森林については、山地災害防止のため森林整備を進めるとともに、保安林機能の強化に努めます。

九十九谷森林公園などの森林レクリエーション施設については、その利用増進を図るための計画的な土地の利活用を図ります。

集落地については、農業との適切な調和と快適な居住環境の形成、安全性の向上を図るため、恵まれた自然環境に配慮しつつ、生活道路や公園等の生活基盤の改良・充実を進めます。

## ウ 下段地域

この地域は、天竜川及び小川川下流域の後背地に位置し、集落に沿って幹線道路が走り、産業機能や公共サービス機能等が集積している地域であり、村民の約7割が居住しています。

阿島地区では竜東一貫道路沿線地区への商業・業務施設や住宅の立地が進んでおり、従来からの田園景観が消失しつつあります。また、宅地化の進行により住宅や工場等と農地の混在化が進んでおり、この地区においては、実情をふまえ、農業との適切な調和のもとに都市的土地利用を誘導します。

主要地方道伊那生田飯田線や一般県道上飯田線の沿線に広がる既存集落では、道路等の生活関連施設の整備や低・未利用地の活用による公園・緑地の確保、段丘斜面地等の土砂災害対策などを推進し、安全で快適な居住環境の形成を図ります。

住宅地、工業地等の都市的土地利用の要望のある伊久間地区の竜東一貫道路沿線では、復元の困難性等を考慮して、農地等の土地利用関連法令との調整を図り、農業環境や景観等を守りつつ、住宅地、工業・商業地を確保します。住宅地や工業・商業地、道路の整備にあたっては、良好な環境形成に配慮するとともに、緑地の確保を促進します。

## Ⅲ Ⅱに掲げる目標を達成するために必要な措置の概要

### 1. 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努めます。

このため、各種の規制措置、誘導措置などを通じた総合的な対策を実施します。

### 2. 国土利用計画法等の適切な運用

- (1) 国土利用計画法及び土地利用に関連する法令の適切な運用により、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。
- (2) 本計画を土地利用に関する基本計画と位置づけ、個別法に基づく土地利用計画については、計画相互の整合性を確保する中で、社会経済的条件の変化に対応して、必要により見直し及び充実を図ります。

### 3. 地域整備施策の推進

地域の諸課題に対応し、村土の均衡ある発展を図るため、地域の個性、多様性や村民の意向を生かした基礎的条件の整備施策を推進し、村土の有効利用と個性ある地域づくりを進めます。

村土は、宅地ゾーン、田園ゾーン、開発調整ゾーン、自然保全ゾーン、河川ゾーンの5ゾーンに大別し、それぞれの地域特性にあった土地利用を図ります。

#### ア 宅地ゾーン

望ましい居住環境や商業・業務環境を計画的に整備する区域とします。

農地や自然環境の保全、景観に配慮した生活基盤の整備を計画的に推進し、安全性、快適性、利便性の高い居住環境の形成を図ります。

また、低・未利用地の有効活用を促進します。

#### イ 田園ゾーン

既存農村集落を中心とした農業生産基盤であり、本村の農業を支えるゾーンです。

優良農地の確保・保全、耕作放棄地の解消に努めるとともに、集落の生活環境を整備し、生産空間と生活空間の調和のとれた農村らしい環境を形成します。

#### ウ 開発調整ゾーン

社会経済の変化にともなう産業や生活面での時代ニーズに対応するため、自然との共生と乱開発の防止に配慮しつつ、レクリエーションや保養、地域交流等の活動空間を計画的に整備します。

整備に際しては、水資源のかん養、自然環境との調和、良好な景観形成に留意した土地利用を図ります。

#### エ 自然保全ゾーン

林業生産及び村土保全、水源かん養など森林の持つ多面的な機能を維持しながら、将来にわたり村の共有財産として、豊かな自然の保全に務めます。

#### オ 河川ゾーン

防災機能の維持増進に務めながら、余暇活動や自然とのふれあいの場としての利用を図ります。

## 4. 村土の保全と安全性の確保

- (1) 村土の保全と安全性を確保するため、治山治水対策と土地利用との調和を図り、本村の地形が複雑であることに配慮して、適正な土地利用への誘導を図ります。
- (2) 森林の持つ公益的機能の向上を図るため、保安林の指定並びに保育・間伐を進め、森林の管理水準の向上を図ります。その際、林道等必要な施設整備を進めるとともに、森林管理への村民の理解及び参加、林業の担い手の育成、生活環境条件の向上など、森林管理のための基礎的条件を整備します。
- (3) 災害リスクの高い地域の把握、周知を積極的に行うとともに、地域の実情等を踏まえつつ、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進します。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成・配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を進めます。また、集落地の安全性を高めるため、地域防災拠点の整備、防災機能の分散配置、公園・緑地の確保、ライフラインの多重化、交通ネットワークの代替性の確保などの防災機能の強化を図ります。

## 5. 環境の保全と美しい村土の形成

- (1) 自然環境の保全、水資源の保全、歴史的風土の保存、文化財の保護、公害の防止などを行うため、現行の個別規制・調整法令の運用や規制区域の設定・見直しにより、開発行為等の規制誘導を行います。
- (2) うるおいのある村土を形成するため、原生的な自然から集落地に残された自然に至るまで、その体系的な保全を図ります。



- (3) 都市的土地利用の集積地においては、緑地空間・水辺空間の保全及び創出、屋外広告物の規制等により、良好な生活環境と美しい田園景観の維持・形成を図ります。
- (4) 住宅地・商業業務地の開発、工場の立地、公共施設の整備にあたっては、特に環境面・防災面に配慮し、緑地の確保など適正かつ計画的な土地利用を進めます。
- (5) 良好な環境を確保するため、開発行為の計画段階において環境影響評価などの実施およびゴミの不法投棄の予防などにより、土地利用の適正化を図ります。

## 6. 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換は、復元の困難性や与える影響に十分留意したうえで、社会経済の動向、周辺の土地利用の推移、社会資本の整備状況その他の自然的条件などを勘案して適正に行います。

特に、大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲に及ぶことから、周辺地域を含めて事前に十分調査を行い、地域住民の理解のもとに、村土の保全と安全性の確保、環境の保全、他の関連計画との整合などに配慮しつつ、適正な土地利用を図ります。

### (1) 農地

食料自給率の向上が我が国の最重要施策と位置づけられる中で、食料の生産基盤である農地を転用することは、転用後の影響を十分に考慮しつつ実施されなければなりません。農業上支障の少ない農地に転用を誘導するとともに、投機目的・資産保有目的による転用がされないよう十分配慮します。

### (2) 森林

森林の利用転換は、森林の保全、林業経営の安定及び長期的視点にたった林業の育成に留意しつつ、災害の発生、自然環境の悪化等、公益的・多面的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図ります。

### (3) 混在地

土地利用の混在化が進展する地域での転換については、混在による弊害を防止するため、必要な土地のまとまりを確保することなどにより、農地と宅地等相互の土地利用の調和を図ります。

## 7. 土地の有効利用の促進

### (1) 農地

農業意欲と経営感覚に優れる経営体の育成・強化を進め、農業が合理的かつ複合的に経営できるよう農地の集積・集約化を促進します。

また、観光農業、体験農業など、都市部との交流を促進し、農地利用の多様化を図ります。優良農地については、転用を抑制し、将来にわたり農業生産の基盤とします。

### (2) 森林

木材生産等の経済的機能、水源かん養、保健休養及び自然環境の保全などの公益的機能を増進するため、林道整備などの基盤整備と保育・間伐等による森林資源の計画的な保全・育成を図ります。

自然との共生を前提として、自然とのふれあいの場、青少年の教育の場の整備など森林機能の多様な活用を進め、村民のレクリエーション空間として活用を図ります。

段丘斜面の森林及び神社仏閣周辺の樹林地については、緑地として適切な規制・誘導により保全を図ります。

### (3) 水面・河川・水路

治水・利水・砂防施設及び農業用施設として計画的な整備を推進するとともに、うるおいのある水辺空間として多面的利用に配慮します。

### (4) 道路

村民の生活と産業振興の基盤となる道路網の体系的な整備を総合的、計画的に進め、集落内の生活道路の整備、歩行者などへの安全対策を図るとともに、防災機能の付加等道路の多面的利用に配慮します。

林道については、森林資源の適正な管理と利用、山村振興などのために計画的に整備・維持します。

リニア中央新幹線整備による効果を広く村内に波及させるため、県駅へのアクセス道路のほか、関連道路の整備を進めます。

### (5) 住宅地

長期的な需給見通しに基づいて、公共と民間による良好な居住環境を備えた住宅地の供給を計画的に促進し、良好な住環境の形成を図るため、公園・緑地の確保、下水道等の整備、防災性の向上を図ります。

## (6)工業用地

新たな工場立地に関しては、地域社会との調和及び公害の防止に十分配慮し、緑化等による環境対策に努め、周辺の交通への影響や排水対策に十分配慮します。

## (7)その他の宅地

郊外型の大型店の立地については、周辺地域の環境に配慮しながら、適切な場所への立地誘導を図ります。開発にあたっては、周辺の土地利用との調整や沿道景観の整備を図るなど環境に配慮します。

## (8)低・未利用地等

低・未利用地については、実態把握に努め、耕作放棄地は流動化の促進や林地化、体験農場や公園緑地として利用を、それ以外の土地についても多面的な有効利用を計画的に進めます。

# 8. 土地の適正な管理

土地所有者による良好な土地管理を誘導するとともに、周辺土地利用との調整を図りつつ、適切な土地利用を促進します。

とりわけ、耕作放棄地については、村土の有効利用及び環境保全の視点から、土地所有者による適正な管理を促します。

# 9. 土地利用の適正化に向けた取り組み

村民の理解と協力のもとに適正な土地利用を図るため、村土利用に関する情報を収集し、それを公開するとともに、村土利用の適正化についての理念の普及・啓発を図ります。

低・未利用地については、土地の流動化の促進、有効利用、地域共同体での良好な土地管理などに努めます。

# 国土利用計画

## (第3次喬木村計画)

### 参考資料

令和3年3月

#### ◆ 目 次 ◆

1	計画策定の経緯	1
2	村土の利用区分の定義	2
3	計画における主要指標	4
4	利用区分ごとの村土利用の推移	5
— 1	利用区分ごとの実績と計画	5
— 2	利用区分ごとの村土利用の推移	6
5	利用区分ごとの規模の目標の考え方	7
6	村土利用の変化	8
7	利用区分別面積と関係指標の推移と目標	9
— 1	農地面積と関係指標の推移と目標	9
— 2	森林面積と関係指標の推移と目標	9
— 3	水面・河川・水路面積の推移と目標	10
— 4	道路面積の推移と目標	10
— 5	宅地面積の推移と目標	11
— 6	住宅地面積と関係指標の推移と目標	11
— 7	工業用地面積と関係指標の推移と目標	12
— 8	その他の宅地面積と関係指標の推移と目標	12
8	用語の解説	13

## 1. 計画策定の経緯

年 月 日	経 過 等
令和2年	
5月21日	区長自治会長会議へ計画改定の説明
6月25日	農業委員会へ計画改定の説明及び見直しの依頼
7月13日	庁内企画調整会議において計画改定の検討作業依頼
～	関係資料収集及び数値の見直し作業
11月25日	計画素案の策定
11月26日	計画素案を農業委員会へ提出・説明
11月30日	庁内企画調整会議において土地利用構想図案の説明
12月22日	計画素案を村ホームページへ掲載し意見募集
23日	喬木村計画審議会で計画素案の説明・検討
24日	計画素案、土地利用構想図を農業委員会へ協議
令和3年	
1月12日	計画素案を長野県南信州地域振興局へ事前協議
2月2日	国土利用計画（第3次喬木村計画）案の策定 計画案を長野県企画振興部総合政策課へ提出・協議
2月24日	喬木村計画審議会へ計画案の諮問・答申
3月	村議会へ計画案を提出・議決
4月1日	国土利用計画（第3次喬木村計画）の公表

## 2. 村土の利用区分の定義

利用区分	定 義	資料（把握方法）
1. 農地	農地法第2条第1項に定める農地で、耕地の目的に供される土地であって畦畔を含む。	『耕作及び作付面積統計』（農林水産省情報部）の「耕地面積」の田と畑の合計面積
2. 森林	森林法第2条第1項に規定する森林を対象とし、国有林と民有林との合計である。なお、林道面積は含まない。	
(1) 国有林	林野庁所管国有林及びその他省庁所管国有林の合計である。  ●林野庁所管国有林 国有林野法第2条第3項に規定する国有林のうち、林野庁が所管する森林である。官行造林地も含む。  ●その他省庁所管国有林 森林法第2条第3項に規定する国有林のうち、林野庁所管以外の森林	『国有林野事業統計書』（南信森林管理署照会）  『長野県民有林の現況』の「国有林民有林別・森林面積及び蓄積」の内「国有林」の「その他」の面積
(2) 民有林	森林法第2条第1項に定める森林であって、同法同条第3項に定めるもの。	『長野県民有林の現況』による
3. 原野等	農地法第2条第1項に定める採草放牧地（国有林野貸付使用地に限る）と「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から国有林（ただし林野庁所管分に限る）を除いた面積の合計である。	『国有林野事業統計書』の「採草放牧地（国有林野貸付使用地）」と『世界農林業センサス林業調査報告書』の「森林以外の草生地（合計）」から『国有林野事業統計書』（南信森林管理署照会）の「採草放牧地（林野庁所管国有林）」を除いた面積
4. 水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計	
(1) 水面	湖沼（人造湖及び天然湖沼）及びため池の満水時の水面である。  ●人造湖 湖堤高15m以上のダム湖 ●ため池 堤高15m未満の農業用溜池	『矢筈ダム計画資料』村高速交通対策課、『ため池台帳』村高速交通対策課
(2) 河川	河川法第4条に定める一級河川及び同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域	『河川調書（県建設部）』の河川延長に必要な区間ごとに把握した平均幅員を乗じて算出
(3) 水路	農業用排水路	区画整理済水田面積（村産業振興課） 水路面積＝（整備済水田面積×整備済水田の水路率）＋（未整備水田面積×未整備水田の水路率）

利用区分	定 義	資料（把握方法）
5. 道路	一般道路、農道及び林道の合計である。車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。	
(1) 一般道路	道路法第2条第1項に定める道路	一般国道（指定区間）は国土交通省飯田国道事務所に照会 県管理道路は県飯田建設事務所に照会 村道は『道路台帳』（村高速交通対策課）
(2) 農道	農地面積に一定率を乗じたほ場内農道及び村農道台帳の農道延長に一定幅員を乗じたほ場外農道である。	整備済農地面積（村産業振興課）
(3) 林道	国有林林道及び民有林林道である。	国有林林道は、南信森林管理署に照会 民有林林道は『林道事業実績調査』の林道延長×一定幅員
6. 宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果すために必要な土地である。	『固定資産の価格等の概要調書』の「宅地」のうち「評価総地積」と「非課税地積」を合計した数値
(1) 住宅地	『固定資産の価格等の概要調書』の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、県営住宅団地、村営住宅団地及び公務員住宅団地を加えたものである。	『固定資産の価格等の概要調書』の「評価総地積」の「住宅用地」と非課税地積であるところの県営・村営住宅用地・公務員住宅用地を加えた数値
(2) 工業用地	『工業統計表』の「事業所敷地面積」を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したもの	従業員30人以上の規模の事業所の敷地面積は、『工業統計調査』の「敷地面積」 従業員10人以上29人以下の規模の事業所は『工業統計調査』及び『課税台帳』等により推計
(3) その他の宅地	住宅地及び工業用地のいずれにも該当しない宅地である。	「宅地」から「住宅地」及び「工業用地」を除く
7. その他	村土面積から「農地」「森林」「原野等」「水面・河川・水路」「道路」及び「宅地」の各面積を除いたもの （その他の内訳は、公園・緑地・広場等の公共空地、ゴルフ場、スキー場、鉄道敷、荒廃農地等）	村土面積から「農地」「森林」「原野等」「水面・河川・水路」「道路」及び「宅地」の各面積を除く

### 3. 計画における主要指標

項目		単位	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年 (現状)	令和 7 年 (中間年)	令和 12 年 (目標年)
人口	総数	人	6,692	6,310	5,974	5,729	5,425
	0-14 歳	人	969	881	854	830	795
	15-64 歳	人	3,671	3,343	2,999	2,705	2,384
	65 歳以上	人	2,048	2,083	2,121	2,194	2,246
構成比	0-14 歳	%	14.5	14.0	14.3	14.5	14.7
	15-64 歳	%	54.9	53.0	50.2	47.2	43.9
	65 歳以上	%	30.6	33.0	35.5	38.3	41.4
総世帯数		世帯	2,058	2,029	2,035	2,034	2,032
1 世帯当り人員		人/世帯	3.25	3.11	2.94	2.82	2.67
就業人口	総数	人	3,596	3,433	3,197	2,979	2,761
	第 1 次産業	人	686	612	499	395	292
	第 2 次産業	人	1,096	1,027	918	819	720
	第 3 次産業	人	1,814	1,794	1,780	1,765	1,749
構成比	第 1 次産業	%	19.1	17.8	15.6	13.3	10.6
	第 2 次産業	%	30.5	29.9	28.7	27.5	26.1
	第 3 次産業	%	50.4	52.3	55.7	59.2	63.3
就業率		%	53.7	54.4	53.5	52.0	50.9

資料：H22,H27 は国勢調査、R2・R7・R12 は最小二乗法等による推計値である

(注) H22,H27 の年齢別人口は、年齢不詳があるため総数と一致しない



## 4. 利用区分ごとの村土利用の推移

### 4-1 利用区分ごとの実績と計画

(単位：ha、%)

利用区分	第2次実績				第3次計画			
	基準年次 平成21年	目標年次 令和2年	増減 (R2-H21年)	対比 (H21/R2年)	基準年次 令和元年	目標年次 令和12年	増減 (R12-R1年)	対比 (R12/R1年)
1. 農地	481	447	△34	92.9	447	425	△22	95.1
田	168	154	△14	91.7	154	147	△7	95.5
畑	313	293	△20	93.6	293	278	△15	94.9
2. 森林	5,324	5,326	2	100.0	5,326	5,317	△9	99.8
国有林	1,200	1,200	0	100.0	1,200	1,200	0	100.0
民有林	4,124	4,126	2	100.0	4,126	4,117	△9	99.8
3. 原野	19	0	△19	0	-	-	-	-
4. 水面・河川・水路	162	159	△3	98.1	159	158	△1	99.4
水面	7	7	0	100.0	7	7	0	100.0
河川	141	141	0	100.0	141	141	0	100.0
水路	14	11	△3	78.6	12	11	△1	91.7
5. 道路	171	168	△3	98.2	168	171	3	101.8
一般道路	137	136	△1	99.3	136	141	5	103.7
農道	27	24	△3	88.9	24	22	△2	91.7
林道	7	8	1	114.3	8	8	0	100.0
6. 宅地	148	155	7	104.7	155	171	16	110.3
住宅地	106	109	3	102.8	109	112	3	102.8
工業用地	6	4	△2	66.7	5	12	7	240.0
その他の宅地	36	42	6	116.7	41	47	6	114.6
7. その他	356	406	50	114.0	406	419	13	103.2
合計	6,661	6,661	0	100.0	6,661	6,661	0	100.0

(注) 計が合わない部分は四捨五入による

## 4-2 利用区分ごとの村土利用の推移

(単位：ha)

年 利用区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 基準年	R2	R7 中間年	R12 目標年
1. 農地	479	477	476	473	472	468	461	459	458	447	447	435	425
田	164	164	164	163	163	162	160	159	159	154	154	150	147
畑	315	313	312	310	309	306	301	300	299	293	293	285	278
2. 森林	5,333	5,333	5,333	5,323	5,323	5,324	5,324	5,324	5,326	5,326	5,326	5,321	5,317
国有林	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
民有林	4,133	4,133	4,133	4,123	4,123	4,124	4,124	4,124	4,126	4,126	4,126	4,121	4,117
3. 原野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4. 水面・河川・水路	160	160	160	160	160	160	160	160	160	159	159	159	158
水面	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
河川	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141
水路	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	11	11	11
5. 道路	170	170	170	170	169	168	168	168	169	168	168	169	171
一般道	137	137	138	138	136	136	136	137	137	136	136	138	141
農道	25	25	25	25	25	25	24	24	24	24	24	23	22
林道	8	8	8	8	8	8	7	7	8	8	8	8	8
6. 宅地	148	149	152	152	153	153	155	155	155	155	155	167	171
住宅地	106	107	108	108	108	108	108	108	109	109	109	110	112
工業用	5	5	5	5	6	5	5	5	5	5	4	12	12
その他の宅地	37	37	39	39	39	41	41	41	41	41	42	45	47
7. その他	371	372	370	383	384	388	393	395	393	406	406	410	419
合計	6,661	6,661	6,661	6,661	6,661	6,661	6,661	6,661	6,661	6,661	6,661	6,661	6,661

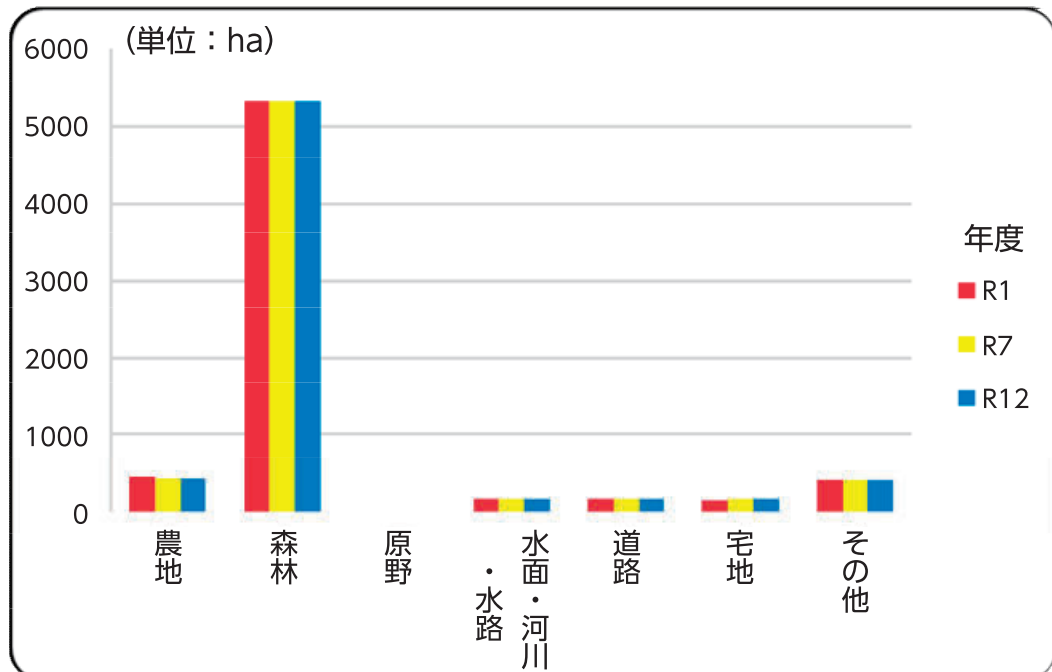
(注) 計が合わない部分は四捨五入による

## 5. 利用区分ごとの規模の目標の考え方

利用区分	説明
農地	<p>宅地への転換及び農業従事者の減少・高齢化の進行により、今後も農地が減少することが予想されるため、総合的自給力の強化と農業経営の安定及び生産性の向上が図られるよう、集团的農地を中心に優良農地を確保します。</p> <p>一方、社会経済情勢の変化に対応し、宅地、森林、公共用地、その他への転換を計画的に進めます。</p> <p>このため、主に農地の減少を見込み、22ha（△4.9%）減少し、425ha程度となります。</p>
森林	<p>経済的、公益的機能が総合的に発揮できるよう、必要な森林の確保と整備を図ります。</p> <p>また、多様な社会的要請に配慮し、三遠南信自動車道や林道、自然に親しむ空間を整備したり、遊休農地を森林として有効利用するなど、計画的な利用転換を図ります。</p> <p>このため、9ha（△0.2%）減少し、5,317ha程度となります。</p>
原野	<p>良好な自然環境を形成している原野は、生態系や景観の観点から保全を図ります。</p> <p>このため、令和12年までに転換による変化はないものとします。</p>
水面・河川・水路	<p>治水、利水、砂防施設の環境に配慮した計画的な改修、整備を図り、水辺空間を保全します。</p> <p>規模としては、概ね現状維持とします。</p>
道路	<p>村土の有効利用及び良好な生活、産業基盤の整備を促進するため、必要な用地の確保を図ります。</p> <p>また、三遠南信自動車道の整備に伴い、一般道路と農道の増減を合わせて3ha（1.8%）増加し、171ha程度となります。</p> <p>なお、ほ場外の農道は平成16年度にすべて村道認定しています。</p>
宅地	<p>住宅地は村の活性化や流入人口の増加による需要動向に対応して、良好な住環境を備えた優良宅地を確保します。</p> <p>工業用地は、新規の進出立地などに必要な用地を確保します。</p> <p>その他の宅地は、商業・業務系施設の集約化を図ります。</p> <p>このため、住宅地は阿島地区での造成予定及びリニア中央新幹線の開業に伴う移住人口の増を見込み3ha（2.8%）増加し112ha程度になり、工業用地は阿島地区及び伊久間地区での造成予定を見込み7ha（140%）増加し12ha程度になり、その他の宅地は6ha（14.6%）増加し47ha程度となります。</p>
その他	<p>公用・公共施設用地及びレクリエーション施設等については、村民ニーズを踏まえ、計画的な用地確保に努めます。</p> <p>このため、13ha（3.2%）増加し、419ha程度とします。</p>

## 6. 村土地利用の変化

年 利用区分	基準年 a (令和元年)		中間年 b (令和 7 年)		目標年 c (令和 12 年)		増 減	
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	b - a (ha)	c - a (ha)
農 地	447	6.7	435	6.5	425	6.4	△12	△22
田	154	2.3	150	2.3	147	2.2	△ 4	△ 7
畑	293	4.4	285	4.3	278	4.2	△ 8	△ 15
森 林	5,326	80.0	5,321	79.9	5,317	79.8	△5	△9
原 野	-	-	-	-	-	-	-	-
水面・河川・水路	159	2.4	159	2.4	158	2.4	0	△1
道 路	168	2.5	169	2.5	171	2.6	1	3
宅 地	155	2.3	167	2.5	171	2.6	12	16
住宅地	109	1.6	110	1.7	112	1.7	1	3
工業用	5	0.1	12	0.2	12	0.2	7	7
その他の宅地	41	0.6	45	0.7	47	0.7	4	6
その他	406	6.1	410	6.2	419	6.3	4	13
合 計	6,661	100.0	6,661	100.0	6,661	100.0	0	0



## 7. 利用区分別面積と関係指標の推移と目標

### 7-1 農地面積と関係指標の推移と目標

区分 年	農地面積			人口	農業 就業人口	人口1人 当たり 農地面積	農業就業人口 1人当たり 農地面積
	田	畑	計				
平成	ha	ha	ha	人	人	m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人
22年	164	315	479	6,692	625	716	7,664
23年	164	313	477	6,633		719	
24年	164	312	476	6,529		729	
25年	163	310	473	6,478		730	
26年	163	309	472	6,421		735	
27年	162	306	468	6,310	538	742	8,699
28年	160	301	461	6,279		734	
29年	159	300	459	6,237		736	
30年	159	299	458	6,153		744	
令和元年 (基準年)	154	293	447	6,077		736	
2年	154	293	447	5,974	418	748	10,694
7年 (中間年)	150	285	435	5,729	306	759	14,216
12年 (目標年)	147	278	425	5,425	194	783	21,907

資料：耕作及び作付面積統計（農林水産省統計情報部）、世界農林業センサス林業調査報告書、国勢調査、空欄はデータなし

### 7-2 森林面積と関係指標の推移と目標

区分 年	森林面積	人口	村土面積	人口1人当たり 森林面積	村面積に占める 森林面積
平成	ha	人	ha	ha/人	%
22年	5,333	6,692	6,661	0.80	80.1
23年	5,333	6,633	6,661	0.80	80.1
24年	5,333	6,529	6,661	0.82	80.1
25年	5,323	6,478	6,661	0.82	79.9
26年	5,323	6,421	6,661	0.83	79.9
27年	5,324	6,310	6,661	0.84	79.9
28年	5,324	6,279	6,661	0.85	79.9
29年	5,324	6,237	6,661	0.85	79.9
30年	5,326	6,153	6,661	0.87	80.0
令和 元年 (基準年)	5,326	6,077	6,661	0.88	80.0
2年	5,326	5,974	6,661	0.89	80.0
7年 (中間年)	5,321	5,729	6,661	0.93	79.9
12年 (目標年)	5,317	5,425	6,661	0.98	79.8

資料：中部森林管理局事業統計書（南信森林管理署照会）、長野県民有林の現況（長野県林務部）、国勢調査

### 7-3 水面・河川・水路面積の推移と目標

年	水面・河川・水路面積				村土面積	村面積に占める 水面・河川・水路 面積の割合
	水面	河川	水路	計		
平成	ha	ha	ha	ha	ha	%
22年	7	141	12	160	6,661	2.4
23年	7	141	12	160	6,661	2.4
24年	7	141	12	160	6,661	2.4
25年	7	141	12	160	6,661	2.4
26年	7	141	12	160	6,661	2.4
27年	7	141	12	160	6,661	2.4
28年	7	141	12	160	6,661	2.4
29年	7	141	12	160	6,661	2.4
30年	7	141	12	160	6,661	2.4
令和 元年 (基準年)	7	141	12	159	6,661	2.4
2年	7	141	11	159	6,661	2.4
7年 (中間年)	7	141	11	159	6,661	2.4
12年 (目標年)	7	141	11	158	6,661	2.4

資料：喬木村資料、河川調書（長野県）

(注) 計が合わない部分は四捨五入による

### 7-4 道路面積の推移と目標

年	道路面積				推 移	村土面積	村面積に占める 道路面積の割合
	一般道路	農道	林道	計			
平成	ha	ha	ha	ha		ha	%
22年	137	25	8	170	100	6,661	2.6
23年	137	25	8	170	100	6,661	2.6
24年	138	25	8	170	100	6,661	2.6
25年	138	25	8	170	100	6,661	2.6
26年	136	25	8	169	99	6,661	2.5
27年	136	25	8	168	99	6,661	2.5
28年	136	24	7	168	99	6,661	2.5
29年	137	24	7	168	99	6,661	2.5
30年	137	24	8	169	99	6,661	2.5
令和 元年 (基準年)	136	24	8	168	99	6,661	2.5
2年	136	24	8	168	99	6,661	2.5
7年 (中間年)	138	23	8	169	99	6,661	2.5
12年 (目標年)	141	22	8	171	101	6,661	2.6

資料：飯田国道事務所照会、飯田建設事務所照会、道路台帳・農道台帳・林道台帳（喬木村）

(注) 計が合わない部分は四捨五入による

### 7-5 宅地面積の推移と目標

年	区分	住宅地	工業用地	その他の宅地	宅地計
平成		ha	ha	ha	ha
22年		106	5	37	148
23年		107	5	37	149
24年		108	5	39	152
25年		108	5	39	152
26年		108	6	39	153
27年		108	5	41	153
28年		108	5	41	155
29年		108	5	41	155
30年		109	5	41	155
令和	元年				
	(基準年)	109	5	41	155
	2年	109	4	42	155
	7年				
	(中間年)	110	12	45	167
	12年				
	(目標年)	112	12	47	171

資料：固定資産の価格等の概要調書、工業統計、喬木村資料

(注) 計が合わない部分は四捨五入による

### 7-6 住宅地面積と関係指標の推移と目標

年	区分	住宅地	一般世帯数	1世帯当たり住宅地面積
平成		ha	世帯	m <sup>2</sup> /世帯
22年		106	2,058	515
23年		107	2,060	519
24年		108	2,040	529
25年		108	2,038	530
26年		108	2,044	528
27年		108	2,029	532
28年		108	2,042	529
29年		108	2,034	531
30年		109	2,023	539
令和	元年			
	(基準年)	109	2,013	541
	2年	109	2,035	536
	7年			
	(中間年)	110	2,034	541
	12年			
	(目標年)	112	2,032	551

資料：固定資産の価格等の概要調書、国勢調査

### 7-7 工業用地面積と関係指標の推移と目標

年	区分	工業用地面積	従業者数	従業者1人当たり 工業用地面積
平成		ha	人	m <sup>2</sup> /人
22年		5	473	106
23年		5		
24年		5	449	111
25年		5	530	94
26年		6	501	120
27年		5		
28年		5	484	103
29年		5	518	97
30年		5	478	105
令和	元年			
	(基準年)	5	497	101
	2年	4	463	86
	7年			
	(中間年)	12	449	267
	12年			
	(目標年)	12	434	276

資料：工業統計

### 7-8 その他の宅地面積と関係指標の推移と目標

年	区分	その他の 宅地面積	人 口	人口1人当たりの その他の宅地面積
平成		ha	人	m <sup>2</sup> /人
22年		37	6,692	55
23年		37	6,633	56
24年		39	6,529	60
25年		39	6,478	60
26年		39	6,421	61
27年		41	6,310	65
28年		41	6,279	65
29年		41	6,237	66
30年		41	6,153	67
令和	元年			
	(基準年)	41	6,077	67
	2年	42	5,974	70
	7年			
	(中間年)	45	5,729	79
	12年			
	(目標年)	47	5,425	87

資料：固定資産の価格等の概要調書、工業統計、国勢調査



## 8. 用語の解説

### 都市的土地利用

住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用。

### 低・未利用地

利用がなされていない土地または立地条件からみて、その利用形態が社会的に必ずしも適切でない土地。未利用の空地、耕作放棄地、工場跡地、都市部中心市街地の青空駐車場や資材置場など。

### 環境影響評価

事業の実施に際し、その環境影響について、事前に十分調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表して地域住民などの意見を聴き、十分な公害防止及び自然環境保全の対策を講じていくこと。

### 耕作放棄地

農林業センサスの「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」として定義されている統計上の用語。

### 優良農地

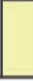






一団のまとまりのある農地や農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えた農地。

### ライフライン

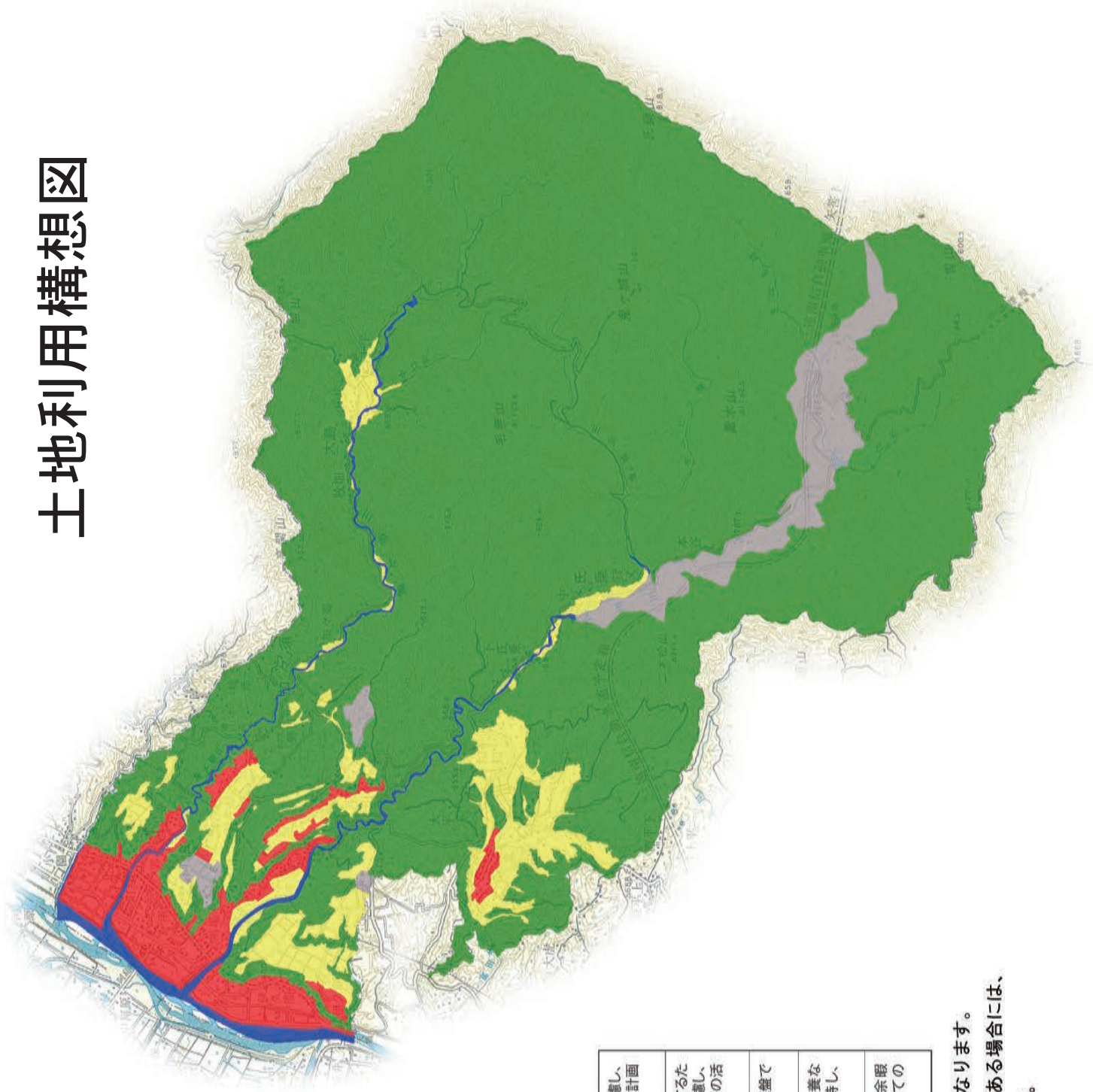
電気、ガス、水道、交通、通信など、人々の生活や活動の根幹を支えるシステム。

# 土地利用現況図



凡	例
	農用地
	森林
	原野
	水面・河川・水路
	道路
	宅地
	その他

# 土地利用構想図



## 土地利用構想図における各ゾーンの説明

宅地ゾーン	農用地や自然環境の保全、景観に配慮し、望ましい居住環境や商業・業務環境を計画的に整備するゾーン。
開発調整ゾーン	産業や生活面での時代ニーズに対応するため、自然との調和や乱開発の防止に配慮し、レクリエーションや保養、地域交流等の活動空間を計画的に整備するゾーン。
田園ゾーン	既存農村集落を中心とした農業生産基盤であり、本村の農業を支えるゾーン。
自然保全ゾーン	林業生産及び村土保全、水源かん養など森林の持つ多面的な機能を維持し、自然を保全するゾーン。
河川ゾーン	防災機能の維持を図るとともに、余暇活動や自然とのふれあいの場としての利用を図るゾーン。

※構想図は、農振農用地土地利用計画図と異なります。  
 ※個別の土地利用関連法令の方針及び規制がある場合には、それらの個別の方針や規制が優先されます。

国土利用計画  
(第3次喬木村計画)

発行 喬木村役場

発行日 令和3年3月

印刷 龍共印刷株式会社

人が輝き 未来につながる <sup>うま</sup> 美し郷 喬木